

令和元年度

事業概要

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会



外郭団体に関する特別委員会資料

令和元年度

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

事業概要

保健福祉局



## 目 次

I	協会設立の趣旨	1
II	協会の概要	2
1	名 称	2
2	所 在 地	2
3	設立年月日（許可・登記）	2
4	基 本 財 産	2
5	機 構	2
6	職 員 数	3
7	評議員・役員	3
III	定 款	4
IV	平成30年度事業報告	11
1	事 業 報 告	11
2	事業別資金収支計算書	18
3	正味財産増減計算書	19
4	貸借対照表	20
5	財 産 目 録	21
6	事業別収入明細書	22
7	事業別支出明細書	23
8	財 務 状 況	24
V	令和元年度事業計画	25
1	事 業 計 画	25
2	経営改善の取り組み状況	32
3	事業別資金収支予算書	34
4	予定正味財産増減計算書	35
5	予定貸借対照表	36
6	事業別予定収入明細書	37
7	事業別予定支出明細書	38
VI	平成30年度主要事業計画・実績比較表	39
VII	主要事業の推移（平成28年度～平成30年度）	40
	参 考 資 料（所管施設の概要）	41



# I 協会設立の趣旨

神戸市は、昭和52年1月、市民の総意に基づき、「神戸市民の福祉をまもる条例」を制定した。

この条例は、市民福祉の理念を確立し、市民福祉の向上に果たすべき市、事業者及び市民のそれぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉都市づくりの総合的推進を目指したものである。

本協会は、「神戸市民の福祉をまもる条例」の制定の理念を遵守し、神戸市民の福祉の向上に寄与するために、昭和53年9月23日に任意団体として設置され、その後種々の事業を進め、昭和56年6月1日「財団法人こうべ市民福祉振興協会」として発足したものである。

平成9年4月1日には、(旧)財団法人神戸市年金福祉協会との統合を行い、福祉施設等の総合的・一体的な運営を図ることにより、市民サービスの向上ひいては市民福祉の推進に努めてきた。

公益法人制度改革に伴い平成25年4月1日に公益財団法人に移行した後も、上記の設立趣旨に沿い、より一層質の高い市民サービスの実施に努めている。

## Ⅱ 協会の概要

1 名称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

2 所在地 神戸市北区しあわせの村1番1号

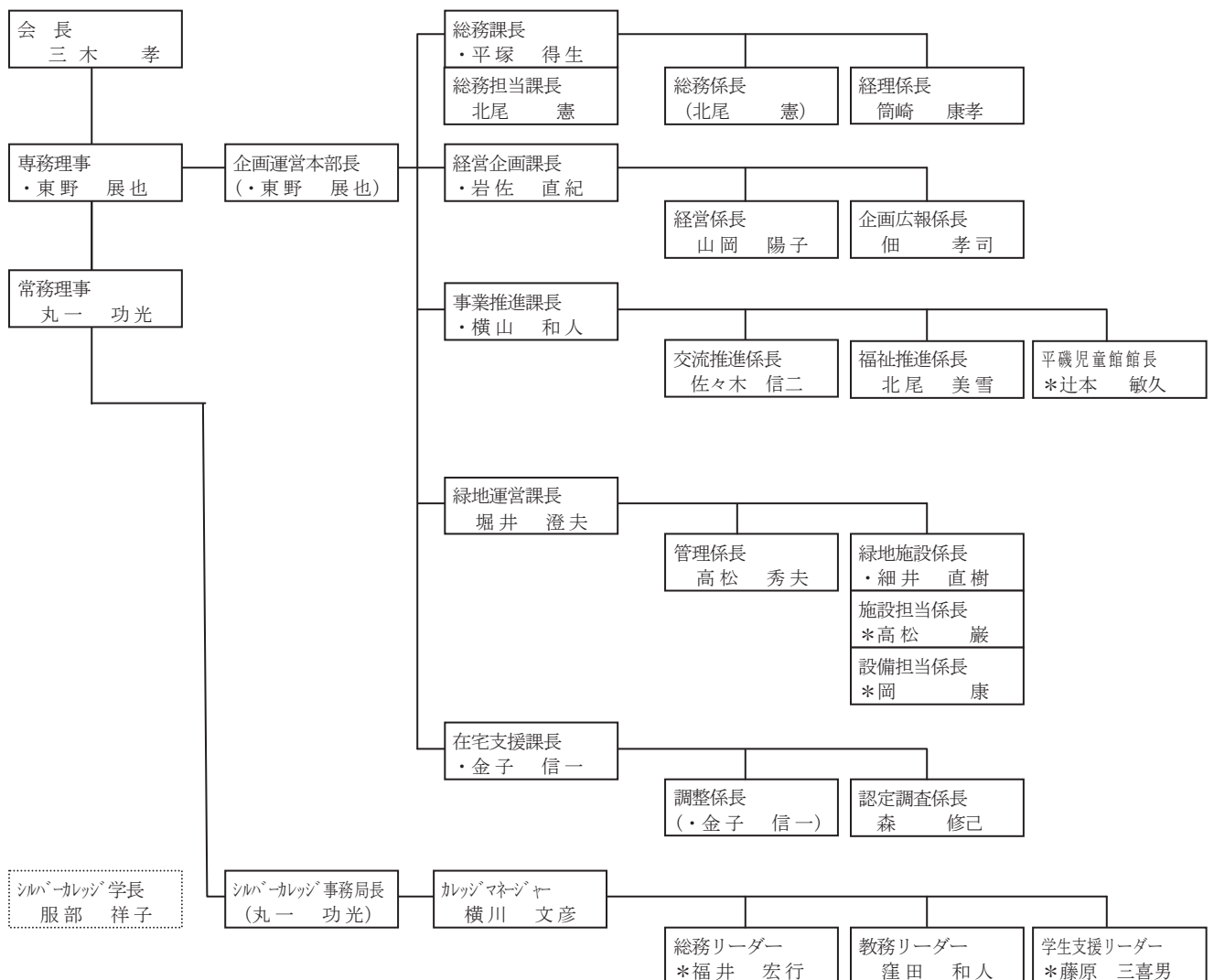
3 設立許可 昭和56年6月1日

設立登記 昭和56年6月1日

公益財団法人移行登記 平成25年4月1日

4 基本財産 410,000千円（神戸市100%出捐）

### 5 機構



・は市派遣職員，\*は神戸市再任用職員を示す



## 6 職員数（役員を除く）

令和元年8月1日現在

区 分	課 長	係 長	係	計
企 画 運 営 本 部	6 (4)	11 (4)	26 (-)	43 (8)
シ ル バ ー カ レ ッ ジ 事 務 局	1 (-)	3 (2)	2 (-)	6 (2)
合 計	7 (4)	14 (6)	28 (-)	49 (10)

( ) は、市派遣職員数内書（再任用職員含む）

## 7 評議員・役員

令和元年8月1日現在

### 評 議 員

役 職	氏 名	現 職 名
評 議 員	小 原 一 徳	神戸市保健福祉局長
評 議 員	尾 山 健 司	兵庫県健康福祉部社会福祉局長
評 議 員	田 尻 陽 一	連合神戸地域協議会議長
評 議 員	玉 田 敏 郎	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会理事長
評 議 員	津 田 佳 久	神戸商工会議所常務理事
評 議 員	中 島 栄 吉	神戸労働者福祉協議会事務局長
評 議 員	板 東 慧	公益社団法人国際経済労働研究所会長
評 議 員	南 喜 樹	一般社団法人神戸銀行協会専務理事

### 役 員

役 職	氏 名	現 職 名
会 長[代表理事]	三 木 孝	
専務理事[業務執行理事]	東 野 展 也	
常務理事[業務執行理事]	丸 一 功 光	
理 事	飯 島 久 道	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会新規事業推進担当局長
理 事	太 田 貞 夫	株式会社神戸新聞社執行役員事業局長
理 事	甲 斐 健 盛	一般社団法人神戸青年会議所理事長
理 事	西 垣 千 春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
理 事	橋 本 恭 子	神戸市PTA協議会副会長
理 事	保 田 茂	神戸大学名誉教授
理 事	山 本 満 雄	神戸リハビリテーション病院病院長
監 事	小 田 幸 一	神戸市民生委員児童委員協議会副理事長
監 事	瀬 尾 文 洋	税理士

### Ⅲ 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 定款

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市の市民、事業者及び市がそれぞれ有する人材、資力、その他の福祉資源を総合的に活用することによって、市民福祉を振興するための事業を創造し、かつ、推進し、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民福祉意識の啓発
- (2) 市民の福祉活動の振興
- (3) 高齢者や障がい者の社会参加の支援
- (4) 市民福祉事業の調査研究及び開発
- (5) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」の総合的管理運営及び同村における市民福祉事業の企画及び実施
- (6) 市民福祉施設の管理運営
- (7) 介護保険法に基づく要介護認定調査業務等の実施
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市を中心とした兵庫県内において行うものとする。

#### 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長（第21条に規定する会長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類（公益目的取得財産残額の算定）
- 第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

（評議員の定数）

第10条 この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
  - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
  - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
  - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補者とした理由
  - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が70万円を超えない範囲で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

## 第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

- 2 議長の任期は、当該評議員の任期とする。

（決議）

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議

員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、2名以内を副会長とすることができる。

4 会長及び副会長以外の理事のうち、1名を専務理事とし、2名以内を常務理事とすることができる。

5 第2項の会長及び第3項の副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副会長が2名あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、その職務を行う。

4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。



(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(賠償責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、前項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金0円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第29条 この法人に5名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。

4 顧問は、無報酬とする。

5 顧問には、費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 会長及び副会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前条第2項及び第3項の場合においては、理事会の議長は、出席した理事の互選による。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解 散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補則

(委 任)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
(略)
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げるものとする。  
(略)
- 5 この法人の最初の会長、副会長及び常務理事は、次に掲げる者とする。  
(略)
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げるものとする。  
(略)
- 7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則等は移行後もその効力を有するものとする。

附 則

この定款は、平成25年7月1日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	物量等
有価証券等	4億1千万円



# IV 平成30年度事業報告

## 1 事業報告

### 【公益目的事業】

#### (1) 市民の福祉意識の啓発並びに福祉活動の普及及び助長

福祉資源としての市民の有する力のさらなる活用を図るため、市民に対する福祉意識の啓発や市民の福祉活動を振興する事業を実施した。

#### ア 市民の福祉意識の啓発を図る事業

(ア) 情報誌「市民ふくし」の発行(6回) [発行部数]各30,000部

(イ) ふれあい体験学習

学校・地域団体等を対象に、車いす・アイマスク・白杖等を用いた体験実習及び福祉施設での実習等を行った。 [参加者数]計3,568人

(ウ) ユニバーサルデザインの普及啓発

a こうべUD大学(全10回) [受講者数]75人

b 夏休み親子UD体験教室 [参加者数]211人

c こうべユニバーサルデザインフェア [来場者数]8,500人

d UD出前授業 [訪問学校数]37校 [参加者数]計2,832人

e UDスポット見学ツアーinしあわせの村 [実施回数]38回 [参加者数]計1,300人

#### イ 市民の福祉活動の振興

(ア) 市民福祉事業・福祉活動助成

市民の福祉の発展・向上に資する事業・活動の実施等に対する助成を行った。

[助成件数]8件 [助成金額]計1,162千円

(イ) 手話・点訳ボランティアの養成と活動支援

視覚・聴覚障がい者についての理解を深めるとともに、市民ボランティアの育成を目指し、手話及び点字の講座を行った。

また、気軽に手話にふれあうことのできる短期手話講習会を実施したほか、講座修了者を中心に組織されたボランティアグループに対する運営の支援や活動機会の提供を行った。

さらに、聴覚障がいのある映画監督が出演・制作した映画の上映会及び本人を招いた講演会を開催し、障がい者についての理解を深める機会とした。

a 手話講座(全20回) [受講者数(修了者数)]27人(23人)

b 点字講座(全35回) [受講者数(修了者数)]11人(9人)

c 短期手話講習会(3期・各期4回) [受講者数]計36人

d 映画上映会・講演会 [参加者数]178人

- (ウ) 市民向け福祉啓発講座
  - a 夏休みこども向け教室
    - (a) 手話教室 [実施回数]2回 [受講者数]計20人
    - (b) 点字教室 [実施回数]2回 [受講者数]計38人
  - b 認知症介護予防教室 [実施回数]3回 [受講者数]計151人
  - c 福祉講演会 [受講者数]163人

## ウ 高齢者や障がい者の社会参加の支援

- (ア) 「こうべ長寿祭」の開催等
  - a 第31回こうべ長寿祭 [参加者数]計2,985人, 美術作品181点
  - b 第31回全国健康福祉祭とやま大会 [神戸市代表]計123人, 美術作品10点
- (イ) こころのアート展
  - 芸術活動に取り組む障がい者を公募し, 選出された障がい者の芸術作品展等を行った。
  - a 作品展(25日間) [展示作者数]10人 [来場者数]計7,200人
  - b ワークショップ [参加者数]120人
  - c 巡回展(市役所市民ギャラリー, こうべまちづくり会館, 新長田勤労市民センター, 豊岡市民プラザ)
- (ウ) 発達の気になる児童に対する支援事業

学校行事等への適応に対する不安を抱える児童(小学1年生)に対し, 事前に体験しておくことで, その不安を解消する機会を提供する「体験ひろば」を開催したほか, 参加児童の保護者に対する支援講座を行った。

また, 「体験ひろば」参加者以外の児童と家族を対象とした「発達の気になる子と保護者のつどい」を実施した。

- a 体験ひろば(全10回×2クラス) [参加者数]計36人
- b 保護者向け支援講座 [実施回数]4回 [参加者数]計148人
- c 発達の気になる子と保護者のつどい [参加者数]48人(児童22人, 保護者26人)

## エ 「2025ビジョン」の策定

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり社会構造の大きな転換期と考えられる2025年に向けて, 市民福祉の課題を解決していくための当協会のあるべき姿や取り組むべき重点施策を示した「2025ビジョン」を, 学識経験者等による検討委員会を経て策定した。

## オ 「中期経営計画2022」の策定

平成26年度に策定した「中期経営計画2018」の終了年度を迎えるとともに, 「2025ビジョン」を策定したことをふまえ, ビジョンを着実に達成していくための具体的な実施計画として, 「中期経営計画2022」(計画期間: 2019~2022年度の4箇年)を新たに策定した。

## (2) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」をはじめとする市民福祉施設の管理運営

市民の心身の健康や福祉の増進を図るため建設された市民福祉施設における設立理念の実現を目指した管理運営を通して、市民福祉の向上を図る事業を実施した。

### ア 総合福祉ゾーン「しあわせの村」運営事業

指定管理者として、共同事業体の構成員と連携をとりながら、市民福祉事業のさらなる充実や利用者サービスの向上に取り組み、「神戸市民の福祉をまもる条例」の基本理念である「自立と連帯」の実現をめざし、高齢者・障がい者をはじめとするすべての市民があたたかいふれあいの中で思いやりや助け合いの心を育み、「つどい」・「楽しみ」・「学び」・「憩う」施設として運営を行った。

(利用状況)

		利用者数
入村者数		1,842,300人
施設利用者数		1,054,890人
	宿泊施設	71,430人
	温泉	206,695人
	屋内運動施設	279,128人
	屋外運動施設	403,501人
	その他施設	94,136人

#### (ア) 障がい者の自立や社会参加を促進するための事業

##### a 障がい者就労支援協働事業

###### (a) 農福連携事業

村内で栽培している農作物の生産・加工・流通と障がい者の就労を組み合わせた事業の取り組みとして、ジュース（にんじん） やかりんとう（さつまいも）の販売を行った。

###### (b) 「神戸幸品」の販売

村で生産された産品（はちみつ、原木しいたけ、きんとき）をオリジナルブランド「神戸幸品（こうべこうひん）」の商品として販売を行った。

###### (c) 缶バッチ・缶マグネットの製作販売

村内障がい者施設4施設による受注・販売活動の支援を行った。

###### (d) 神戸芸術工科大学との連携協定事業

村内障がい者施設と連携し、施設利用者が描いた原画をデザイン・製品化した絆創膏と手工芸品を、ノベルティとしての活用及び販売を行った。

また、開村30周年を記念したノベルティ（金太郎飴）に用いる図柄のデザインを行った。

##### b 障がい者就労カフェ、障がい者就労コンビニ

障がい者と健常者がともに働く障がい者就労カフェについて、6月より、障がい者就労コンビニとして共同事業体と連携しながら運営を行った。

[利用者数] (カフェ) 10,172 人 (4/1~6/10)

(コンビニ) 116,054 人 (6/30~3/31)

c はっぴねすコーナー

障がい者施設で作られた製品や、ユニバーサルデザイン製品の展示・販売、施設の活動を紹介するコーナーの運営を行った。

なお、障がい者施設で作られた製品、絵画等の展示や活動紹介の場として、7月より「はっぴねすひろば」を新たに開設した。

d ふれあいコンサート

障がい者・高齢者のグループや、音楽を通じたボランティア活動を行っているグループが出演するコンサートを行った。

[出演団体数]20 団体 [来場者数]447 人

e ファミリー日帰りキャンプ

身体・知的障がい児とその家族がキャンプやレクリエーション活動を通じて、参加者同士の交流を深めリフレッシュできる場を提供した。

[参加者数]75 人

f 障がい者スポーツ教室 (水泳, 卓球, 親子運動あそび, テニス, アーチェリー, ニュースポーツ)

[参加者数]計 830 人

g 障がい者スポーツ交流イベント

障がい者と健常者がスポーツを通じて相互理解を深めることを目的に、ともに楽しみ、交流する機会を提供した。

(a) 卓球大会 [参加者数] 137 人

(b) ニュースポーツ体験会 [参加者数] 593 人

(c) しあわせ New Year マラソン, ふれあいラン [参加者数]計 1,692 人

(d) パラ・スポーツ王国 HYOGO&KOBE 夢プロジェクト 2018 [参加者数]2,576 人

h 東京パラリンピックに向けた支援活動

各種競技団体の強化合宿や海外選手団の合宿に対する練習場所の提供等の支援を行ったほか、選手と市民が交流する機会の提供や広報活動等に取り組んだ。

①合宿に対する支援 (シッティングバレーボール男子日本代表, 身体障がい者水泳連盟, ゴールボール女子日本代表, ネパール水泳選手団)

②神戸市北区出身の選手 (リオパラリンピック出場・水泳) に対する練習場所の提供

③開村 30 周年記念シンポジウム「パラ・スポーツとテクノロジーの進化」の開催

[参加者数]60 人

④「アスリートに学ぶ! 体験・パラスポーツ」※台風のため中止

i ユニバーサル農園活動

村内の福祉施設利用者などに野菜の栽培や収穫等の農園活動の体験機会を提供した。

[参加団体]10 団体

(イ) 高齢者の自立や社会参加を促進するための事業

a 神戸市シルバーカレッジの運営

高齢者の豊富な経験を活かして自らの可能性を拓き、その成果を社会に還元することを目指す学習・交流の場として「神戸市シルバーカレッジ」の管理運営を行った。

健康福祉, 国際交流・協力, 生活環境, 総合芸術の 4 つのコースを設け, 地域でのボランティア活動も交えたカリキュラムを実施するとともに, 学生ボランティアグループや卒業生が行う社会貢献活動に対する支援・協力を行った。

また, 平成 30 年度入学者より再入学制度を新たに設けたほか, 開村 30 周年を記念し, しあわせの村やシルバーカレッジのこれまでの歩みを振り返るとともに, 今後の展望について考えるシンポジウムを開催した。

[年度末在籍学生数]1,015 人 [30 年度入学者数]401 人 (うち再入学者数 86 人)

[シンポジウム参加者数]161 人

b 健康いきいき教室

心身機能の維持向上と交流する機会の提供を目的に, 軽運動やレクリエーションを中心とした教室を開催した。 [実施回数]117 回 [参加者数]延 1,836 人

c 高齢者スポーツ教室 (水泳, 卓球, バドミントン, テニス, アーチェリー, ニュースポーツ)

[参加者数]計 1,303 人

(ウ) 児童の健全な育成を図る事業

a わいわいストリート

昔あそび等を通じた世代間交流の場を提供した。 [参加者数]1,575 人

b おはなしの会

ボランティアグループによる絵本や紙芝居の読み聞かせの会を開催した。

[実施回数]111 回 [来場者数]計 2,478 人

c 夏休み工作塾 [参加者数]781 人

d ファミリー写真会 [参加家族数]41 家族

(エ) 市民福祉の拠点施設としての施設を維持するとともに活性化を図る事業

a 総合的な施設の管理運営

(a) 施設の保守・修繕や警備等の村内施設の総合的な維持管理を行った。

(b) 市民の憩いとリフレッシュの場として人気の高い緑地について, 引き続き快適な空間として良好に維持管理を行った。

(c) 市民の理解をより一層深めていただくための情報発信や運営改善のためのアンケート調査を行った。 [有効回答数]1,278 件

(d) 障がい者団体への村内管理業務等(ごみの分別回収、園地清掃等)の委託を通して、障がい者の就労・活動機会の提供に取り組んだ。

(e) 子育て世代のしあわせの村の利用を支援することを目的とした乳幼児や児童の託児サービスを、イベント・講座の開催にあわせて実施した。

[実施回数]8回 [利用者数]計31人

b 多くの市民が集い、楽しみ、憩い、交流を深めるための事業

(a) こうべ福祉・健康フェア

福祉用具展、各種検診や福祉施設・障がい者団体によるバザー等を行った。

[来場者数]17,000人

(b) リサイクルバザー [実施回数]6回 [来場者数]計75,000人

(c) マンスリーミニコンサート [実施回数]毎月1回 [来場者数]計2,996人

(d) 村の魅力ある自然環境を楽しむ催しの開催

・夜桜ライトアップ [実施日数]6日 [来場者数]計3,190人

・紅葉の滝ライトアップ [実施日数]18日 [来場者数]計3,237人

・緑のオリエンテーリング [参加者数]110人

・植物散策会 [参加者数]14人

(e) しあわせの村まつり ※台風のため中止

c しあわせの村ボランティア

しあわせの村での事業に大学生から高齢者まで広く参加を求め、ボランティア活動の場の提供と支援を行った。[登録者数/活動人数]計294人/延5,164人

d ユニバーサルデザインの推進

当協会が策定した「しあわせの村ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、当事者の意見をふまえながら、誰にでもやさしい「しあわせの村」づくりを進めた。

30年度は、トイレ改修工事やWi-Fi環境整備を実施したほか、人工知能(AI)を搭載した「音声対話型電子案内板」を設置した。

また、白杖を使用する視覚障がい者を「音声対話型電子案内板」へ誘導するため、「白杖使用者向け音声案内システム」を試行的に設置した。

## イ 平磯児童館の運営

指定管理者として児童健全育成事業及び子育て支援事業を行った。

[利用者数]延8,888人

## (3) 介護保険制度の公正・公平な運営を確保するための事業

指定市町村事務受託法人として、市内全域における介護保険サービスの受給を新たに申請する市民及び要介護度の変更を申請する市民に対して訪問・調査を行う「要介護認定調査業務」を、市からの受託により実施した。 [調査件数]33,046件



## 【収益事業等】

### (1) しあわせの村

#### ア 便益施設の運営

##### (ア) 有料駐車場の管理運営

市が実施する子育て世帯支援施策の一環として、7月1日より18歳未満の子どもを含むグループの普通車駐車料金の無料化を開始した。

[有料利用台数]247,879台 [子育て支援無料化台数] 71,333台

##### (イ) 飲料等自動販売機及び公衆電話の設置運営

##### (ウ) 野菜・鮮魚等直売所(しあわせマルシェ)の運営 [利用者数]209,914人

##### (エ) 貸館(シルバーカレッジ内ホール等, 日本庭園内茶室)

[利用人数]ホール 626人, 茶室 614人

#### イ 東日本大震災被災地交流・支援活動の実施

被災地障がい者施設で作られた製品の販売等を通じた交流・支援活動を行った。

### (2) 保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺

市民の健康の保持・増進を図るために建設した同施設について、公募により選定した民間事業者による運営を行った。

[利用者数]宿泊 9,020人, 温泉 236,655人

### (3) 福祉用具リサイクル事業

身体障がい者や高齢者の在宅生活を支援するため、福祉用具のリサイクル事業を行った。

[リサイクル成立件数(申込件数)]3件(13件)

### (4) サン舞子マンション

平成23年度に社会福祉法人へ事業を承継したが、引き継いだ入居者の入居預り金の管理等を引き続き行った。 [年度末入居者数]3戸・3人

## 2 事業別資金収支計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	799,254,254	公益目的事業会計	818,696,303
福祉啓発等事業収入	21,358,225	福祉啓発等事業支出	38,652,434
しあわせの村公益事業収入	462,329,081	しあわせの村公益事業支出	448,801,227
要介護認定調査事業収入	282,238,001	要介護認定調査事業支出	295,902,582
長寿祭事業収入	16,214,391	長寿祭事業支出	20,315,628
児童館事業収入	17,114,556	児童館事業支出	15,024,432
収益事業等会計	567,622,243	収益事業等会計	503,675,886
しあわせの村収益事業収入	475,212,174	しあわせの村収益事業支出	329,657,093
太山寺事業収入	92,410,069	太山寺事業支出	68,881,735
		サン舞子マンション等事業支出	104,965,058
		法人税等支出	172,000
法人会計	49,251,856	法人会計	24,072,016
法人管理収入	49,251,856	法人管理支出	24,072,016
当期収入合計(A)	1,416,128,353	当期支出合計(C)	1,346,444,205
前期繰越収支差額(B)	365,485,488	当期収支差額(A)-(C)	69,684,148
収入合計(A)+(B)	1,781,613,841	次期繰越収支差額	435,169,636

※ 神戸市からの収入

(1) 補助金 66,540千円

(2) 委託料 990,245千円



### 3 正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金	額
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,036,761	
特定資産運用益	1,452,503	
事業収益	1,212,769,215	
受取補助金等	66,540,000	
受取負担金	45,743,885	
受取寄付金	1,231,413	
雑収益	5,779,314	
経常収益計		1,334,553,091
(2) 経常費用		
事業費	1,176,677,852	
管理費	23,220,280	
経常費用計		1,199,898,132
当期経常増減額		134,654,959
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
雑収益	4,885,200	
退職給付引当金取崩	22,887,948	
経常外収益計		27,773,148
(2) 経常外費用		
固定資産除却損	2,718,563	
経常外費用計		2,718,563
当期経常外増減額		25,054,585
税引前当期一般正味財産増減額		159,709,544
法人税・住民税及び事業税		172,000
当期一般正味財産増減額		159,537,544
一般正味財産期首残高		△ 55,454,997
一般正味財産期末残高		104,082,547
II 指定正味財産増減の部		
基本財産運用益	1,036,761	
特定資産運用益	380,722	
一般正味財産への振替額	△ 1,336,761	
当期指定正味財産増減額		80,722
指定正味財産期首残高		510,134,342
指定正味財産期末残高		510,215,064
当期正味財産増減額		159,618,266
正味財産期首残高		454,679,345
III 正味財産期末残高		614,297,611

#### 4 貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金預金	480,892,710	未払金	125,667,949
未収金	81,714,036	1年以内返済借入金	10,666,000
棚卸資産	2,886,111	預り金	29,590,716
前払金	1,097,863	前受金	68,580
立替金	26,792,272	賞与引当金	15,831,318
流動資産合計	593,382,992	1年以内支払リース債務	4,690,224
2 固定資産		流動負債合計	186,514,787
(1) 基本財産		2 固定負債	
基本財産普通預金	2,742,460	長期借入金	1,544,006,000
基本財産有価証券	407,257,540	預り入金	3,000,000
基本財産合計	410,000,000	受入保証金	17,000,000
(2) 特定資産		退職給付引当金	166,258,010
退職給付引当資産	166,258,010	リース債務	13,064,220
基金等特定資産	341,438,735	固定負債合計	1,743,328,230
川重シルバー活動基金	100,215,064	負債合計	1,929,843,017
こうべ長寿祭事業基金	13,154,358	III 正味財産の部	
受入保証金特定資産	17,000,000	1 指定正味財産	
特定資産合計	638,066,167	寄付金	510,215,064
(3) その他の固定資産		指定正味財産合計	510,215,064
土地	317,264,998	(うち基本財産への充当額)	(410,000,000)
建物	305,996,185	(うち特定資産への充当額)	(100,215,064)
建物付属設備	66,250,970	2 一般正味財産	
構築物	53,186,793	一般正味財産	104,082,547
什器備品	40,812,463	一般正味財産合計	104,082,547
機械及び装置	22,904,707	(うち基本財産への充当額)	(-)
ソフトウェア	14,310,247	(うち特定資産への充当額)	(354,593,093)
電話加入権	1,635,410	正味財産合計	614,297,611
長期前払費用	55,890,156		
投資有価証券	6,154,003		
リース資産	17,754,445		
建設仮勘定	531,092		
その他の固定資産合計	902,691,469		
固定資産合計	1,950,757,636		
資 産 合 計	2,544,140,628	負債及び正味財産合計	2,544,140,628

## 5 財産目録

平成31年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	480,892,710	未払金	125,667,949
現金	1,582,818	1年以内返済長期借入金	10,666,000
普通預金	478,304,917	みなと銀行	
三井住友銀行, みなと銀行		預り金	29,590,716
振替貯金	1,004,975	前受金	68,580
大阪貯金事務センター		賞与引当金	15,831,318
未収金	81,714,036	1年以内支払リース債務	4,690,224
棚卸資産	2,886,111	流動負債合計	186,514,787
前払金	1,097,863	固定負債	
立替金	26,792,272	長期借入金	1,544,006,000
流動資産合計	593,382,992	神戸市, みなと銀行	
固定資産		預り入金	3,000,000
基本財産		受入保証金	17,000,000
基本財産普通預金	2,742,460	退職給付引当金	166,258,010
三井住友銀行		リース債務	13,064,220
基本財産有価証券	407,257,540	固定負債合計	1,743,328,230
大阪市債,西日本高速道路社債他		負債合計	② 1,929,843,017
基本財産合計	410,000,000	正味財産	①-② 614,297,611
特定資産			
退職給付引当資産	166,258,010		
三井住友銀行普通預金	66,078,227		
投資有価証券	100,179,783		
福井県債			
基金等特定資産	341,438,735		
三井住友銀行普通預金	141,446,161		
投資有価証券	199,992,574		
利付国債,第123回鉄道運輸機構債券			
川重シルバー活動基金	100,215,064		
三井住友銀行普通預金	526,929		
投資有価証券	99,688,135		
新潟市債			
こうべ長寿祭事業基金	13,154,358		
三井住友銀行普通預金			
受入保証金特定資産	17,000,000		
三井住友銀行普通預金			
特定資産合計	638,066,167		
その他固定資産			
土地	317,264,998		
ラジウム温泉太山寺 他			
建物	305,996,185		
ラジウム温泉太山寺 他			
建物付属設備	66,250,970		
構築物	53,186,793		
什器備品	40,812,463		
機械及び装置	22,904,707		
ソフトウェア	14,310,247		
電話加入権	1,635,410		
長期前払費用	55,890,156		
投資有価証券	6,154,003		
大阪市債,新潟市債,西日本高速道路社債他			
リース資産	17,754,445		
建設仮勘定	531,092		
その他固定資産合計	902,691,469		
固定資産合計	1,950,757,636		
資産合計①	2,544,140,628		

## 6 事業別収入明細書

平成30年4月1日～平成31年3月31日

(単位:円)

会 計 名	収入合計	内 訳				
		事業収入	受託料収入	補助金収入	雑収入	その他収入
公益目的事業会計	799,254,254	14,172,123	723,791,126	28,544,240	861,670	31,885,095
福祉啓発等 事業収入	21,358,225	749,220	-	18,448,405	139,168	2,021,432
しあわせの村公益 事業収入	462,329,081	1,909,965	436,522,024	10,095,835	722,502	13,078,755
要介護認定調査 事業収入	282,238,001	-	269,107,608	-	-	13,130,393
長寿祭事業収入	16,214,391	4,720,000	9,930,000	-	-	1,564,391
児童館事業収入	17,114,556	6,792,938	8,231,494	-	-	2,090,124
収益事業等会計	567,622,243	253,643,769	266,453,842	-	10,438,005	37,086,627
しあわせの村収益 事業収入	475,212,174	202,162,337	266,453,842	-	3,597,563	2,998,432
太山寺 事業収入	92,410,069	51,481,432	-	-	6,840,442	34,088,195
法人会計	49,251,856	-	-	37,995,760	3,809,268	7,446,828
法人管理収入	49,251,856	-	-	37,995,760	3,809,268	7,446,828
合 計	1,416,128,353	267,815,892	990,244,968	66,540,000	15,108,943	76,418,550

## 7 事業別支出明細書

平成30年4月1日～平成31年3月31日

(単位:円)

会 計 名	支出合計	内 訳		
		人 件 費	物 件 費	そ の 他
公益目的事業会計	818,696,303	452,586,248	363,957,364	2,152,691
福祉啓発等事業支出	38,652,434	26,406,055	12,246,379	-
しあわせの村公益事業支出	448,801,227	164,454,085	282,194,451	2,152,691
要介護認定調査事業支出	295,902,582	242,544,198	53,358,384	-
長寿祭事業支出	20,315,628	4,560,061	15,755,567	-
児童館事業支出	15,024,432	14,621,849	402,583	-
収益事業等会計	503,675,886	78,750,330	274,260,928	150,664,628
しあわせの村収益事業支出	329,657,093	77,369,003	252,288,090	-
太山寺事業支出	68,881,735	1,381,327	21,842,438	45,657,970
サン舞子マンション等事業支出	104,965,058	-	130,400	104,834,658
法人税等支出	172,000	-	-	172,000
法人会計	24,072,016	6,345,949	16,345,029	1,381,038
法人管理支出	24,072,016	6,345,949	16,345,029	1,381,038
合 計	1,346,444,205	537,682,527	654,563,321	154,198,357

## 8 財務状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	29→30増減
正味財産増減計算書	当期経常増減額	116,175	126,425	134,654	8,229
	経常収益	1,367,359	1,320,254	1,334,552	14,298
	うち公益	735,195	777,549	767,216	▲ 10,333
	うち公益以外	632,164	542,705	567,336	24,631
	経常費用	1,251,184	1,193,829	1,199,898	6,069
	うち事業費(公益)	802,664	811,476	797,123	▲ 14,353
	うち事業費(公益以外)	429,873	365,224	379,555	14,331
	うち管理費(公益)	0	0	0	0
	うち管理費(公益以外)	18,647	17,129	23,220	6,091
	評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	1,200	▲ 273,361	25,055	298,416
	経常外収益	1,200	0	27,773	27,773
	経常外費用	0	273,361	2,718	▲ 270,643
	法人税、住民税及び事業税	31,122	172	172	0
	当期一般正味財産増減額	86,253	▲ 147,108	159,537	306,645
	一般正味財産期首残高	5,400	91,653	▲ 55,455	▲ 147,108
	一般正味財産期末残高	91,653	▲ 55,455	104,082	159,537
	指定正味財産	▲ 119	▲ 120	82	202
	指定正味財産増加額	1,616	1,394	1,418	24
	指定正味財産減少額	1,735	1,514	1,336	▲ 178
うち一般正味財産への振替額	1,735	1,514	1,337	▲ 177	
指定正味財産期首残高	510,373	510,254	510,134	▲ 120	
指定正味財産期末残高	510,254	510,134	510,216	82	
正味財産期首残高	515,773	601,907	454,679	▲ 147,228	
当期正味財産増減	86,134	▲ 147,228	159,619	306,847	
正味財産期末残高	601,907	454,679	614,298	159,619	
貸借対照表(B/S)	資産合計	2,788,976	2,532,020	2,544,141	12,121
	流動資産	537,668	528,562	593,383	64,821
	固定資産	2,251,308	2,003,458	1,950,758	▲ 52,700
	うち建物	613,904	328,354	305,996	▲ 22,358
	負債合計	2,284,756	2,077,341	1,929,843	▲ 147,498
	流動負債	217,576	192,474	186,515	▲ 5,959
	うち短期借入金	0	0	0	0
	固定負債	2,067,180	1,884,867	1,743,328	▲ 141,539
	うち長期借入金	1,755,338	1,649,672	1,544,006	▲ 105,666
	正味財産合計	601,907	454,679	614,298	159,619
指定正味財産	510,254	510,134	510,215	81	
一般正味財産	91,653	▲ 55,455	104,083	159,538	

# V 令和元年度事業計画

## 1 事業計画

### 【公益目的事業】

福祉資源としての市民の有する力のさらなる活用を図るため、市民に対する福祉意識の啓発や市民の福祉活動を振興する事業を実施する。

#### (1) 市民の福祉意識の啓発並びに福祉活動の普及及び助長

##### ア 市民の福祉意識の啓発を図る事業

(ア) 情報誌「市民ふくし」の発行 [発行回数]6回 [発行部数]各30,000部

(イ) ふれあい体験学習

学校・地域団体等を対象に、車いす・アイマスク・白杖等を用いた体験実習及び福祉施設での実習等を行う。

[参加者見込数]計3,000人

(ウ) ユニバーサルデザインの普及啓発

a こうべUD大学(全10回) [定員]50人

b 夏休み親子UD体験教室 [実施回数]2回 [定員]各100人

c こうべユニバーサルデザインフェア [来場者見込数]10,000人

d UD出前授業 [実施見込校数]30校

e 地域UD学習会 [実施見込回数]10回

f UDスポット見学ツアーinしあわせの村 [参加者見込数]計1,000人

##### イ 市民の福祉活動の振興

(ア) 市民福祉事業・福祉活動助成

市民の福祉の発展・向上に資する先駆的な事業・活動の実施等に対する助成を行う。

(イ) 手話・点訳ボランティアの養成と活動支援

視覚・聴覚障がい者についての理解を深めるとともに、市民ボランティアの育成を目指し、手話及び点字の講座を行う。また、気軽に手話にふれあうことのできる短期手話講習会を実施するほか、講座修了者を中心に組織されたボランティアグループに対する運営の支援や活動機会の提供を行う。

さらに、聴覚障がいの基礎知識のほか、読話、筆談、要約筆記等のコミュニケーション方法についても学ぶ「聞こえの啓発講座」を試行的に実施する。

a 手話講座(入門課程)(全20回) [定員]20人

b 手話講座(基礎課程)(全20回) [定員]20人

c 点字講座(全35回) [定員]20人

d 短期手話講習会(2期・各期4回) [定員]各20人

e 聞こえの啓発講座(全4回) [定員]20人

(ウ) 市民向け福祉啓発講座

a 夏休みこども向け教室

(a) 手話教室 [実施回数]2回 [定員]各20人

(b) 点字教室 [実施回数]2回 [定員]各20人

b 認知症介護予防教室

(a) 講演会 [定員]50人

(b) 予防教室 [実施回数]2回 [定員]各30人

c 「聞いて、見て、体験！認知症」 [参加見込数]延900人

**ウ 高齢者や障がい者の社会参加の支援**

(ア) 「こうべ長寿祭」の開催等(4月～10月)

「こうべ長寿祭」を開催するとともに、神戸市代表選手団を「全国健康福祉祭わかやま大会」へ派遣する。 [参加者見込数]約2,200人

(イ) こころのアート展

公募により選出された障がい者の芸術作品展等を行う。また、作品をより多くの方に楽しんでいただくため、市内・県内施設において巡回展を開催する。

[出展予定作者数]10人 [展示予定期間(しあわせの村)]10月31日～12月1日(32日間)

(ウ) 発達の気になる児童に対する支援事業

学校行事等への適応に不安を抱える発達の気になる児童(小学1年生)に対し、事前に体験しておくことでその不安を解消する機会を提供する「体験ひろば」を開催するほか、参加児童の保護者に対する支援講座を行う。

また、次年度小学校入学予定の児童と家族を対象としたプログラムや講演会を開催し、情報交換や交流の機会を提供する。

a 体験ひろば(全8回×2クラス) [定員]各18人

b 保護者向け支援講座 [実施回数]4回 [参加者見込数]延160人

c 発達の気になる子と保護者のつどい(2クラス) [定員]各18組(就学前児童とその保護者)

**エ 市民福祉事業の調査研究及び開発**

福祉を取り巻く社会情勢の変化により新たに生じるニーズに対応しながら、先駆的・創造的な市民福祉事業の調査及び開発に取り組む。

平成30年度に策定した「2025ビジョン」における“人をつないで、イノベーションを起こす”の基本コンセプトのもとに、重点施策として掲げる“障がい者ディーセントワークの実現”や“障がい者スポーツ・芸術の振興”，“アクティブエイジングを活かす”，“子ども・子育て支援”，“しあわせの村の活性化・イノベーション”などの実現に向けた事業の開発について検討を進める。



## (2) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」をはじめとする市民福祉施設の管理運営

市民の心身の健康や福祉の増進を図るため建設された市民福祉施設における設立理念の実現を目指した管理運営を通して、市民福祉の向上を図る事業を実施する。

### ア 総合福祉ゾーン「しあわせの村」運営事業

指定管理者として、共同事業体構成員と連携をとりながら、「神戸市民の福祉をまもる条例」の基本理念である「自立と連帯」の実現を目指し、高齢者・障がい者をはじめとするすべての市民があたたかいふれあいの中で思いやりや助け合いの心を育み、「つどい」・「楽しみ」・「学び」・「憩う」施設として運営を行う。

元年度は開村30周年を迎えることから、記念式典を開催するほか、市民に一層親しんでいただけるよう、神戸市や共同事業体、各種関係団体と連携しながら、様々なイベントやサービスを実施する。

また、平成29年度から30年度にかけて神戸市において行われたしあわせの村のあり方についての議論を踏まえ、市とも連携し、活性化やイノベーションに取り組むとともに、平成29年度から市において検討されている温泉健康センターのリニューアルについても、市とともに取り組む。

#### (ア) 障がい者の自立や社会参加を促進するための事業

##### a 障がい者就労支援協働事業

###### (a) 農福連携事業

村内で栽培している農作物の生産・加工・流通と障がい者の就労を組み合わせた事業の取り組みとして、引き続き「にんじんジュース」等の販売を行うほか、新たな商品開発の検討を行う。

###### (b) 「神戸幸品」の販売

村で生産された製品のオリジナルブランド「神戸幸品（こうべこうひん）」について、新たに玉ねぎスープを販売する。

###### (c) 缶バッチ・缶マグネットの製作販売

村内障がい者施設4施設による受注・販売活動の支援を行う。

###### (d) 神戸芸術工科大学との連携協定事業

地域連携協定に基づき、「神戸幸品」の開発・販売促進に取り組むほか、障がい者施設との連携による新たな共同アート作品の製品化等に向けた検討を行う。

##### b 障がい者就労コンビニ

障がい者と健常者がともに働く障がい者就労コンビニについて、共同事業体と連携しながら引き続き運営を行う。

##### c はっぴねすコーナー

障がい者施設で作られた製品やユニバーサルデザイン製品の展示・販売、施設の活動を紹介するコーナーの運営を行う。

d 手のひらギャラリー

芸術作品の展示スペースを新たに設置し、障がい者を中心とした様々な市民が自らを表現した芸術作品を発表できる機会を提供する。

e ふれあいコンサート

障がい者・高齢者のグループや、音楽を通じたボランティア活動を行っているグループが出演するコンサートを行う。 [出演予定団体数]20 団体 [来場者見込数]500 人

f ファミリー日帰りキャンプ

障がい児とその家族がキャンプやレクリエーション活動を通じて参加者同士の交流を深め、リフレッシュできる場を提供する。 [参加者見込数]30 家族・100 人

g 障がい者スポーツ教室（水泳、卓球、親子運動あそび、テニス、アーチェリー、ニュースポーツ）

[定員]計 1,079 人

h 障がい者スポーツ交流イベント

障がい者と健常者がスポーツを通じて相互理解を深めることを目的に、ともに楽しみ、交流する機会を提供する。

(a) ふれあい卓球大会 [参加者見込数]120 人

(b) ニュースポーツ体験会 [参加者見込数]500 人

(c) しあわせ New Year マラソン、ふれあいラン [参加者見込数]2,700 人

(d) パラ・スポーツ王国 HYOGO&KOBE [参加見込数] 2,500 人

(e) パラリンピック 1 年前応援イベント [参加見込数] 1,500 人

i 東京パラリンピックに向けた支援活動

強化指定選手に対する練習場所の提供や、各種競技団体の強化合宿の誘致のほか、神戸市が推進するホストタウン事業と連携した海外選手の合宿誘致や施設整備に取り組む。

また、市民の障がい者スポーツに対する理解を深めるための啓発活動を行う。

j ユニバーサル農園活動

村内の福祉施設の高齢者や障がい者及び保育所児童に、野菜の栽培や収穫等の農園活動の体験機会を提供する。 [参加団体数]11 団体

(イ) 高齢者の自立や社会参加を促進するための事業

a 神戸市シルバーカレッジの運営

高齢者の豊富な経験を活かして自らの可能性を拓き、その成果を社会に還元することを目指す学習・交流の場として「神戸市シルバーカレッジ」の管理運営を行う。

健康福祉、国際交流・協力、生活環境、総合芸術の 4 つのコースを設け、地域でのボランティア活動も交えたカリキュラムを実施するとともに、学生ボランティアグループや卒業生が行う社会貢献活動に対する支援・協力をを行う。

また、カリキュラムの見直しや授業モニター制度の充実に取り組むことにより、カリキュラムのさらなる魅力化を図る。 [定員]440 人×3 学年

- b 健康いきいき教室(全 9～10 回×3 クラス×4 期)
  - 心身機能の維持向上と交流する機会の提供を目的に、軽運動やレクリエーションを中心とした教室を実施する。 [定員]各 18 人
- c 高齢者スポーツ教室(水泳, 卓球, バドミントン, テニス, アーチェリー, ニュースポーツ)
  - [定員]計 1,765 人
- (ウ) 児童の健全な育成を図る事業
  - a わいわいストリート
    - 昔あそび等を通じた世代間交流の場を提供する。 [参加者見込数]1,500 人
  - b おはなしの会
    - ボランティアグループによる絵本や紙芝居の読み聞かせの会を行う。
    - [実施予定回数]120 回 [来場者見込数]計 2,600 人
  - c 夏休み工作塾 [参加者見込数]750 人
- (エ) 市民福祉の拠点施設としての施設を維持するとともに活性化を図る事業
  - a 総合的な施設の管理運営
    - (a) 施設の保守・修繕や警備等の村内施設の総合的な維持管理を行うほか、共同事業体や村内の医療・福祉施設と連携し、総合防災・防犯計画を策定するとともに、模擬訓練を実施する。
    - (b) 市民の憩いとリフレッシュの場として人気が高い緑地について、引き続き快適な空間として良好に維持管理を行う。
    - (c) 市民の理解をより一層深めていただくための様々な媒体を活用した情報発信のほか、運営改善のためのアンケート調査やモニター調査を行う。
    - (d) 障がい者団体への村内管理業務等(ごみの分別回収, 園地清掃等)の委託を通して、障がい者の就労・活動機会の提供に取り組む。
    - (e) 子育て世代のしあわせの村の利用を支援することを目的とした乳幼児や児童の託児サービスを、行事や講座の開催にあわせて実施する。 [実施予定日数]計 22 日
  - b 多くの市民が集い、楽しみ、憩い、交流を深めるための事業
    - (a) こうべ福祉・健康フェア
      - 福祉用具展, 各種検診や福祉施設・障がい者団体によるバザー等を行う。
      - [来場者見込数]17,000 人
    - (b) しあわせの村まつり
      - 村内施設や関係団体, 近隣地域の参加・協力により, 広く市民が交流することを目的に, 模擬店, ステージイベント等を行う。 [来場者見込数]27,000 人
    - (c) リサイクルバザー [実施予定回数]6 回 [来場者見込数]計 72,000 人
    - (d) マンスリーミニコンサート [実施予定回数]月 1 回 [来場者見込数]計 3,600 人

(e) 村の魅力ある自然環境を楽しむ催しの開催

- ・ 夜桜ライトアップ [来場者見込数]計 3,000 人
- ・ 紅葉の滝ライトアップ [来場者見込数]計 3,000 人
- ・ 緑のオリエンテーリング [参加者見込数]100 人
- ・ 植物散策会 [参加者見込数]30 人

c しあわせの村ボランティア

しあわせの村での事業に大学生から高齢者まで広く参加を求め、ボランティア活動の場の提供と支援を行う。

d ユニバーサルデザインの推進

当協会が策定した「しあわせの村ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、当事者の意見を活かしながら、誰にでもやさしい「しあわせの村」づくりを進める。

また、平成 28 年度に策定した UD 基本構想における UD 整備計画及び 29 年度に策定した「しあわせの村 UD 案内サインデザインガイドライン」に基づき、神戸市と連携し、トイレの UD 改修や案内サインの再整備などに取り組むとともに、AI 音声対話技術を活用した Web システムの開発・導入に取り組む。

## イ 平磯児童館の運営

指定管理者として児童健全育成事業及び子育て支援事業を行う。

[来館者見込数]延 8,400 人

### (3) 介護保険制度の公正・公平な運営を確保するための事業

指定市町村事務受託法人として、市内全域における介護保険サービスの受給を新たに申請する市民及び要介護度の変更を申請する市民に対して訪問・調査を行う「要介護認定調査業務」を、市からの受託により実施する。 [調査見込件数]35,000件

## 【収益事業等】

### (1) しあわせの村

#### ア 便益施設の運営

(ア) 有料駐車場の管理運営

18歳未満の子どもを含むグループの普通車駐車料金の無料化を引き続き実施するとともに、夜間の駐車料金無料化サービスについて、平日は18時以降、土日祝は19時以降に入村した場合としていたものを、全日18時以降に拡充する。

[有料利用見込台数]220,000台 [子育て支援無料化見込台数]100,000台

(イ) 飲料等自動販売機及び公衆電話の設置運営

(ウ) 野菜・鮮魚等直売所(しあわせマルシェ)の運営

(エ) 貸館(シルバーカレッジ内ホール等、日本庭園内茶室)

(2) 保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺

市民の健康の保持・増進を図るために建設した同施設について、公募により選定した民間事業者により運営を行う。

[利用者見込数] 宿泊 9,900人, 温泉 242,000人

(3) 福祉用具リサイクル事業

身体障がい者や高齢者の在宅生活を支援するため、福祉用具のリサイクル事業を行う。

(4) サン舞子マンション

平成23年度に社会福祉法人へ事業を承継したが、引き継いだ入居者の入居預り金の管理等を引き続き行う。

## 2 経営改善の取り組み状況

当協会は、昭和 52 年に制定された「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念である市、事業者及び市民の三者が有する人材、資力などを総合的に活用することによって市民福祉を振興するための事業を創造・推進させ市民福祉の向上に寄与することを目的とした各種事業に取り組むとともに、効率的な経営に取り組んでいる。

### (1) これまでの取り組み状況

#### ア 市民福祉事業の創造・推進

団体設立以来、有償ホームヘルプサービスや権利擁護事業などの先駆的な市民福祉事業に取り組んできたが、近年においても「こうべUD大学」・「夏休み親子UD教室」・「こうべユニバーサルデザインフェア」に加え、平成29年度から新たに市より事業移管を受け「UD出前授業」を実施するなどユニバーサルデザインの普及啓発に取り組んでいる。

また、平成27年度から「戦略会議」を発足し、今後の市民福祉事業の創造・推進に取り組んでいくための勉強会やプロジェクトチームによる調査・研究活動に取り組んだほか、市民福祉の課題を解決していくための当協会のあるべき姿や取り組むべき重点施策を示した「2025ビジョン」を、学識経験者等による検討委員会を経て30年度に策定した。

#### イ しあわせの村の理念実現

平成元年の開村以来運営を担っているが、22年度からは指定管理者として専門的な能力を有する事業者と共同事業体を結成し、市民サービスの向上や効率的な運営に取り組んでいる。

また、村の設立理念の実現を目指した各種事業の取り組みとして、近年では、障がい者就労コンビニを共同事業体と連携しながら運営を行うほか、障がい者団体との協働により村内で生産した製品のオリジナルブランド「神戸幸品」の販売や、神戸芸術工科大学との連携により、障がい者施設利用者が描いた原画をデザインしたノベルティを製作するなど、障がい者の就労支援に取り組んでいる。また、障がい者芸術作品展「こころのアート展」を開催するほか、東京パラリンピックに向けた支援活動や各種障がい者スポーツ交流イベントの開催、障がい者の芸術やスポーツの振興や啓発にも取り組んでいる。

また、ユニバーサルデザインの推進にも積極的に取り組んでおり、30年度においては、トイレ改修やWi-Fi環境整備を実施したほか、人工知能(AI)を搭載した「音声対話型電子案内板」を設置したほか、白杖を使用する視覚障がい者を「音声対話型電子案内板」へ誘導するため、「白杖使用者向け音声案内システム」を試行的に設置した。

神戸市シルバーカレッジにおいては“再び学んで他のために”をモットーに地域ボランティア活動も交えたカリキュラムを実施するとともに、在学生や卒業生が行う社会貢献活動に対する支援・協力にも積極的に取り組んでおり、30年度入学者から新たに再入学制度を設けた。



## ウ 介護保険関連業務

神戸市内唯一の指定市町村事務受託法人として市から受託により実施している要介護認定調査業務においては、調査件数の増に応じた調査員の増員を行い、体制の強化に努めるとともに、研修の充実等による質的向上にも努め、公正・公平な調査を行っている。

## エ 組織運営

財務運営においては、適正な収益の確保と経費の節減に取り組んでおり、23年度のサン舞子マンション事業の終息以降、毎年経常損益黒字を確保している。

また、「2025ビジョン」を着実に達成していくための具体的な実施計画として「中期計画2022」（計画期間：2019～2022年度の4箇年）を30年度新たに策定した。

### (2) 令和元年度の取り組み

- ① 30年度に策定した「2025ビジョン」において掲げられている“障がい者ディーセントワークの実現”等の重点施策の実現に向けた事業の展開について検討を進める。
- ② しあわせの村においては、農福連携事業の取り組みや、芸術作品の展示スペース「手のひらギャラリー」の設置、東京パラリンピックに向けた支援への取り組み等による障がい者の自立や社会参加を促進するほか、28年度に策定した「UD整備計画」及び29年度に策定した「しあわせの村UD案内サインデザインガイドライン」に基づく施設・設備の整備や、「UD出前授業」等の普及啓発事業の実施により、ハード・ソフト両面でのユニバーサルデザインの推進に引き続き取り組む。

さらに、元年度は、開村30周年を迎えることから、記念式典を開催するほか、市民に一層親しんでいただけるよう、神戸市や共同事業体、各種関係団体と連携しながら、様々なイベントやサービスを実施する。

そのほか、要介護認定調査業務においては、引き続き公平性・中立性を担保しながら、適正な業務執行体制を確保していく。

### 3 事業別資金収支予算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:千円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	827,094	公益目的事業会計	876,526
福祉啓発等事業収入	23,969	福祉啓発等事業支出	43,927
しあわせの村公益事業収入	466,277	しあわせの村公益事業支出	479,022
要介護認定調査事業収入	306,508	要介護認定調査事業支出	316,970
長寿祭事業収入	15,040	長寿祭事業支出	20,948
児童館事業収入	15,300	児童館事業支出	15,659
収益事業等会計	526,758	収益事業等会計	483,611
しあわせの村収益事業収入	474,428	しあわせの村収益事業支出	330,909
太山寺事業収入	52,330	太山寺事業支出	41,171
		サン舞子マンション等事業支出	105,531
		法人税等支出	6,000
法人会計	37,778	法人会計	39,217
法人管理収入	37,778	法人管理支出	39,217
当期収入合計(A)	1,391,630	当期支出合計(C)	1,399,354
前期繰越収支差額(B)	435,170	当期収支差額(A)-(C)	△ 7,724
収入合計(A)+(B)	1,826,800	次期繰越収支差額	427,446

※ 神戸市からの収入

(1) 補助金 70,356千円

(2) 委託料 1,024,324千円



#### 4 予定正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金	額
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,037	
特定資産運用益	1,307	
事業収益	1,224,742	
受取補助金等	82,593	
受取負担金	59,905	
雑収益	2,328	
経常収益計		1,371,912
(2) 経常費用		
事業費	1,247,416	
管理費	26,381	
経常費用計		1,273,797
当期経常増減額		98,115
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計		-
(2) 経常外費用		
経常外費用計		-
当期経常外増減額		-
税引前当期一般正味財産増減額		98,115
法人税・住民税及び事業税		6,000
当期一般正味財産増減額		92,115
一般正味財産期首残高		104,083
一般正味財産期末残高		196,198
II 指定正味財産増減の部		
基本財産運用益	1,037	
特定資産運用益	381	
一般正味財産への振替額	△ 1,337	
当期指定正味財産増減額		81
指定正味財産期首残高		510,215
指定正味財産期末残高		510,296
当期正味財産増減額		92,196
正味財産期首残高		614,298
III 正味財産期末残高		706,494

5 予定貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金預金	486,169	未払金	125,668
未収金	81,714	1年以内返済借入金	10,666
棚卸資産	2,886	預り金	29,591
前払金	1,098	前受金	69
立替金	26,792	賞与引当金	14,987
流動資産合計	598,659	1年以内支払リース債務	4,690
2 固定資産		流動負債合計	185,671
(1) 基本財産		2 固定負債	
基本財産普通預金	4,255	長期借入金	1,438,340
基本財産有価証券	405,745	預り入金	3,000
基本財産合計	410,000	受入保証金	17,000
(2) 特定資産		退職給付引当金	173,359
退職給付引当資産	173,359	リース債務	8,374
基金等特定資産	341,439	固定負債合計	1,640,073
川重シルバー活動基金	100,296	負債合計	1,825,744
こうべ長寿祭事業基金	12,224	III 正味財産の部	
受入保証金特定資産	17,000	1 指定正味財産	
特定資産合計	644,318	寄付金	510,296
(3) その他の固定資産		指定正味財産合計	510,296
土地	317,265	(うち基本財産への充当額)	(410,000)
建物	283,255	(うち特定資産への充当額)	(100,296)
建物付属設備	56,770	2 一般正味財産	
構築物	49,116	一般正味財産	196,198
什器備品	50,608	一般正味財産合計	196,198
機械及び装置	28,888	(うち基本財産への充当額)	(-)
ソフトウェア	12,252	(うち特定資産への充当額)	(353,663)
電話加入権	1,635	正味財産合計	706,494
長期前払費用	59,722		
投資有価証券	6,154		
リース資産	13,065		
建設仮勘定	531		
その他の固定資産合計	879,261		
固定資産合計	1,933,579		
資 産 合 計	2,532,238	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	2,532,238

## 6 事業別予定収入明細書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位:千円)

会 計 名	収入合計	内 訳				
		事業収入	受託料収入	補助金収入	雑収入	その他収入
公益目的事業会計	827,094	16,290	755,900	34,657	682	19,565
福祉啓発等 事業収入	23,969	732	-	22,253	-	984
しあわせの村公益 事業収入	466,277	10,274	434,057	12,404	682	8,860
要介護認定調査 事業収入	306,508	-	297,717	-	-	8,791
長寿祭事業収入	15,040	5,284	8,826	-	-	930
児童館事業収入	15,300	-	15,300	-	-	-
収益事業等会計	526,758	254,713	268,424	-	3,621	-
しあわせの村収益 事業収入	474,428	202,393	268,424	-	3,611	-
太山寺 事業収入	52,330	52,320	-	-	10	-
法人会計	37,778	-	-	35,699	2,079	-
法人管理収入	37,778	-	-	35,699	2,079	-
合 計	1,391,630	271,003	1,024,324	70,356	6,382	19,565

## 7 事業別予定支出明細書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位:千円)

会 計 名	支出合計	内 訳		
		人 件 費	物 件 費	そ の 他
公益目的事業会計	876,526	490,656	385,870	0
福祉啓発等事業支出	43,927	29,084	14,843	-
しあわせの村公益事業支出	479,022	179,310	299,712	-
要介護認定調査事業支出	316,970	261,520	55,450	-
長寿祭事業支出	20,948	5,908	15,040	-
児童館事業支出	15,659	14,834	825	-
収益事業等会計	483,611	83,188	277,493	122,930
しあわせの村収益事業支出	330,909	81,763	249,146	-
太山寺事業支出	41,171	1,425	28,216	11,530
サン舞子マンション等事業支出	105,531	-	131	105,400
法人税等支出	6,000	-	-	6,000
法人会計	39,217	6,259	32,958	-
法人管理支出	39,217	6,259	32,958	-
合 計	1,399,354	580,103	696,321	122,930

## VI 平成30年度主要事業計画・実績比較表

事業名	計画	実績	備考
しあわせの村			
入村者数	* 191 万人	184 万人	西日本豪雨、台風の影響
しあわせの村まつり来場者数	25,000 人	0 人	台風のため中止
こうべ福祉・健康フェア来場者数	18,000 人	17,000 人	
リサイクルバザー来場者	72,000 人	75,000 人	
こころのアート展来場者数	7,500 人	7,200 人	
こうべユニバーサルデザインフェア来場者数	10,000 人	8,500 人	
ふれあい体験学習参加者数	* 2,800 人	3,568 人	
シルバーカレッジ在校生・卒業生 ボランティア活動参加者数	* 49,000 人	51,162 人	
要介護認定調査件数	35,000 件	33,046 件	
こうべ長寿祭参加者数	3,500 人	2,985 人	
垂水年金会館			
平磯児童館来館者数	8,400 人	8,888 人	
保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺 利用者数	* 275 千人	237 千人	

\*印は中期経営計画目標数値、他は予算数値

Ⅶ 主要事業の推移 (平成28年度～平成30年度)

事業名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
しあわせの村				
入村者数	194 万人	189 万人	184 万人	西日本豪雨、台風の影響
施設利用者数	113 万人	110 万人	105 万人	天井耐震工事のため体育館一時利用停止 (11/20～3/15)
宿泊者数	75,962 人	74,175 人	71,430 人	
研修館利用者数	96,260 人	81,442 人	93,522 人	
温泉利用者数	203,695 人	210,994 人	206,695 人	
屋内運動施設利用者数	324,382 人	315,689 人	279,128 人	
屋外運動施設利用者数	426,108 人	413,411 人	403,501 人	
入村車両数	155 万台	153 万台	151 万台	
しあわせの村まつり来場者数	25,000 人	27,000 人	0 人	台風のため中止
こうべ福祉・健康フェア来場者数	15,000 人	17,000 人	17,000 人	
リサイクルバザー来場者数	80,000 人	56,125 人	75,000 人	
こころのアート展来場者	6,900 人	7,400 人	7,200 人	
こうべユニバーサルデザインフェア 来場者数	11,500 人	10,500 人	8,500 人	
ふれあい体験参加者数	3,058 人	3,486 人	3,568 人	
シルバーカレッジ在校生・卒業生 ボランティア活動参加者数	47,585 人	50,044 人	51,162 人	
要介護認定調査件数	31,040 件	31,491 件	33,046 件	
こうべ長寿祭参加者数	2,987 人	3,028 人	2,985 人	
垂水年金会館				
平磯児童館来館者数	8,730 人	8,300 人	8,888 人	
保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺 利用者数	243,872 人	250,425 人	236,655 人	

# 参 考 資 料

## 所管施設の概要

<b>しあわせの村</b> (指定管理施設を掲載) 所在地 神戸市北区しあわせの村1番 敷地面積 約 205 ha	
<b>宿泊施設</b>	
<b>宿泊館 (総合センター)</b>	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約 8,685 m <sup>2</sup> , 7階建
施設内容	客室 49室, 宿泊定員 148名, 会議室, 大広間
<b>たんぽぽの家 (婦人交流施設)</b>	
開設日	平成5年4月22日
規模	延床面積 約 5,800 m <sup>2</sup> 4階建
施設内容	客室 22室, 宿泊定員 68名, 多目的ホール, セミナー室, ワークスペース, 大広間
<b>野外活動センターあおぞら</b>	
開設日	平成5年4月22日
規模	延床面積 約 4,900 m <sup>2</sup> 2階建
施設内容	客室 18室, 宿泊定員 228名, 多目的室, クラフト室
<b>保養センターひよどり (多目的ショートステイ施設)</b>	
開設日	平成元年9月1日
規模	延床面積 約 2,955 m <sup>2</sup>
施設内容	客室 23室, 宿泊定員 70名, 会議室, 大広間
<b>研修館 (総合センター)</b>	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約 1,730 m <sup>2</sup>
施設内容	ホール, 大会議室, 小会議室, 研修室, 料理教室
<b>温泉健康センター</b>	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約 8,500 m <sup>2</sup>
施設内容	温泉, プール, 体育館, トレーニングジム
<b>神戸市シルバーカレッジ</b>	
開設日	平成5年9月21日
規模	延床面積 約 6,000 m <sup>2</sup> 2階建
施設内容	教室, 多目的ホール, ラーニングセンター等
定員	1,260名 (1学年 420名)
<b>屋外施設</b>	
<b>テニスコート</b>	
開設日	昭和62年11月1日
施設内容	センターコート1面, 一般コート15面, 面積 約 3.6 ha
<b>アーチェリー場</b>	
開設日	昭和62年11月1日
規模	27的, 面積 約 0.6 ha
<b>運動広場</b>	
開設日	昭和63年9月1日
規模	約 2.4 ha
<b>芝生広場</b>	
開設日	昭和63年9月1日
規模	約 7 ha
<b>日本庭園</b>	
開設日	平成元年4月26日
規模	約 1.4 ha
施設内容	築山, あづまや, 茶室, 池, 水舞台など
<b>ローンボウルス場</b>	
開設日	平成元年4月26日
規模	10レーン, 面積 約 0.5 ha

<b>屋外施設</b>	
<b>テントキャンプ場</b>	
開設日	平成5年4月22日
規模	面積 約 0.55 ha
施設内容	宿泊 20 サイト(120名) , 日帰り 5 サイト (50名)
<b>オートキャンプ場</b>	
開設日	平成7年7月15日
規模	面積 約 2.5 ha
施設内容	普通車サイト 32 , キャンピングカーサイト 13
<b>デイキャンプ場</b>	
開設日	平成7年7月15日
規模	面積 約 1.0 ha
施設内容	炉付きテーブル 18 卓, 炊事棟2棟, 野外炉
<b>薬草園・果樹園</b>	
開設日	平成元年4月 (平成5年3月31日薬草園開設)
規模	面積 約 0.8 ha
施設内容	薬草・薬木約 200 種, 果樹
<b>馬事公苑</b>	
開設日	平成5年7月9日
規模	クラブハウス 約 970 m <sup>2</sup> 馬場 約 9,600 m <sup>2</sup> 敷地面積 約 3.4 ha
<b>トリム園地</b>	
開設日	平成7年7月15日
規模	面積 約 2.0 ha
施設内容	健康遊具, 船, タル, ステップ, イカダ, 迷路など
<b>球技場</b>	
開設日	平成12年7月20日
規模	面積 約 2.0 ha
施設内容	サッカー, グラウンドゴルフ, ゲートボール, ソフトボールなど
<b>農園</b>	
開設日	平成元年4月
規模	面積 約 0.3 ha
施設内容	ユニバーサル農園 (平成14年5月21日開設) など
<b>平磯児童館</b>	
開設日	昭和48年5月10日
所在地	神戸市垂水区平磯1丁目2番5号 垂水年金会館 3階
規模	面積 190m <sup>2</sup>
<b>保養センター太山寺</b>	
開設日	昭和55年11月1日 (平成8年12月1日改修, 平成22年12月1日改修)
所在地	神戸市西区伊川谷町前開270番地の1
規模	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建 延床面積 1,959.99m <sup>2</sup> 敷地面積 3,599.02m <sup>2</sup>
施設内容	客室 16室 (宿泊定員 64名) 浴室2, 介護浴室1
<b>ラジウム温泉太山寺</b>	
開設日	昭和62年4月6日 (平成6年10月1日増改築, 平成22年12月1日改修)
所在地	神戸市西区伊川谷町前開273番地の1
規模	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 1,423.34m <sup>2</sup> 敷地面積 4,037.56m <sup>2</sup>
施設内容	浴場2, 介護浴室1